

## 保険金区分 6,000 万円と 7,000 万円の新設について

いざという時に補償額が不足して役に立たない保険では意味がなく、保険の役割である安心を届けることもできない。また、いくら安い保険を提供することで公益性が認められていても肝心の補償額が足りず相対的に高い保険にも入らざるを得ないようでは公益性を十分に果たしているとは言い難い。さらに近年建設労働者の賃金は上昇の一途にあって 5,000 万円以上の示談金の支払いが急増し、6,000 万円や 7,000 万円が頻発している状況を踏まえて、契約者の備えを手厚く支援していく必要がある。

このため、保険数理上保険金区分の最高額を 6,000 万円ないしは 7,000 万円に引上げるのは妥当であるか検証していただいたが、保険金額の引上げを行うことが適當と判断されたところであるので、肝心の補償額が足りず、結果として現契約なしという建設共済保険に見切りをつけたとみられる残念なケースや契約者が足りない補償額分の資金繰りに苦労する事態を可能な限り防止すべく、極力当団の補償額で賄えるよう保険金区分の最高額の改正を行い、令和 8 年 4 月から保険金区分 6,000 万円、7,000 万円を新設した。